

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染対策期」

8月11日(水)～当面の間

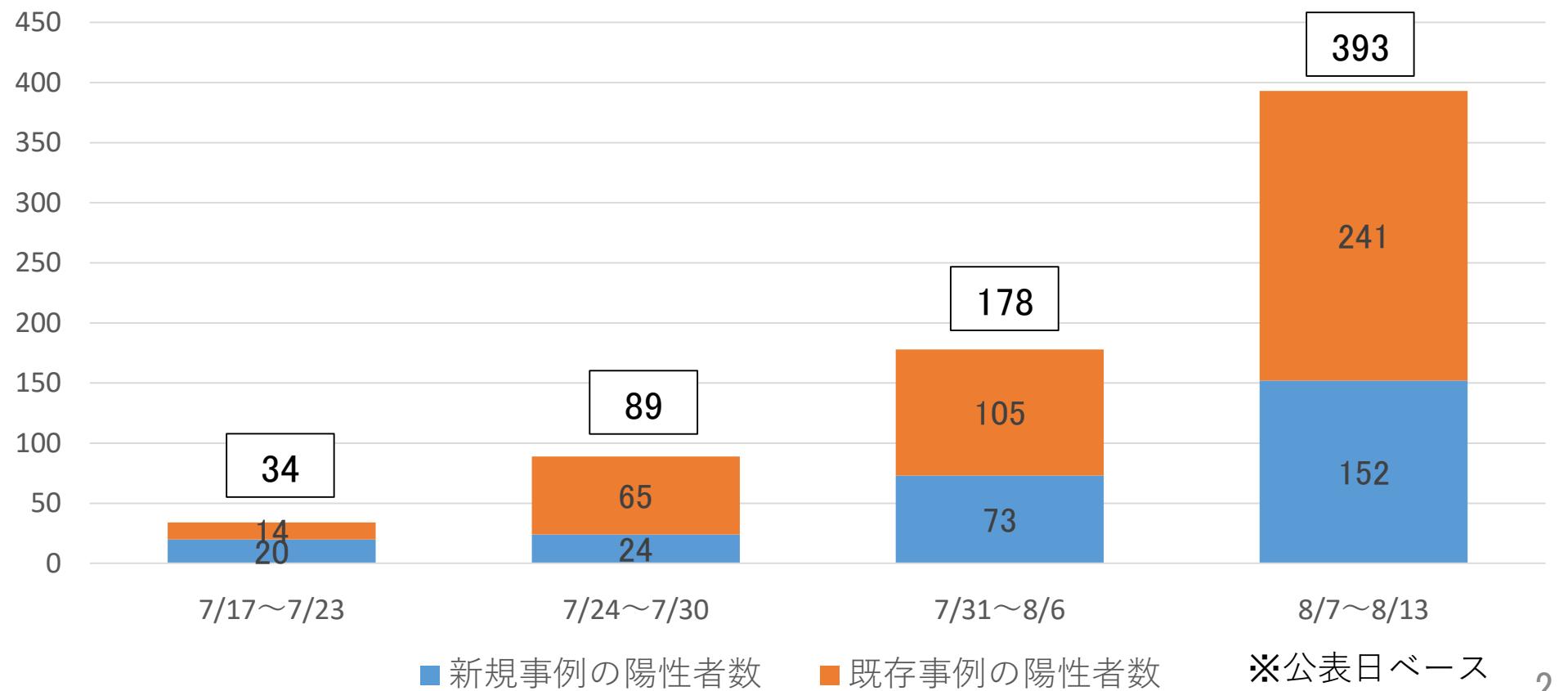
- デルタ株の影響で感染が急激に拡大。県内の陽性者数は過去最多を大幅に更新し、かつてない水準に。
- 本県は、第4波を上回るかつてない危機に直面しており、松山市は既に市中感染のまん延状態です。

**最大級の警戒と、
今まで以上に徹底した感染回避行動を！**

陽性者数の推移（愛媛県）

県内は第5波による急激な感染拡大局面に突入

- ・感染力の強いデルタ株の影響を受け、県内は7月中旬以降陽性者が急増
- ・前週に比べて直近1週間の陽性者数は2.2倍に、また、新規事例は2.1倍に
なり、多くの陽性者が発生

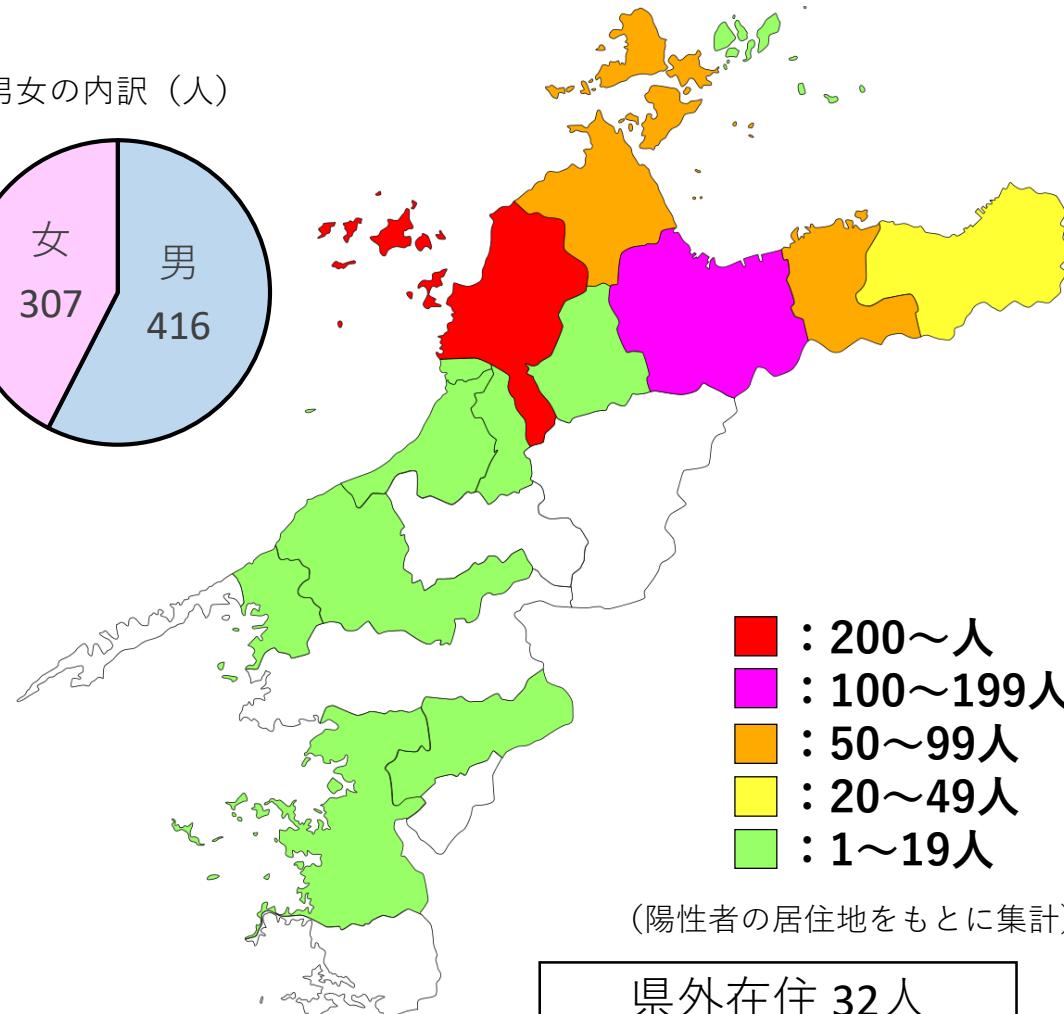
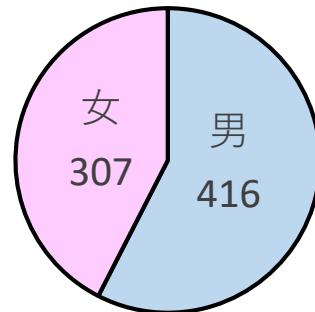


7月以降の市町別陽性者の状況

市町名	陽性者数	(累計)
松山市	345人	(1,932人)
西条市	126人	(214人)
新居浜市	69人	(312人)
今治市	51人	(278人)
四国中央市	31人	(134人)
宇和島市	19人	(120人)
伊予市	15人	(46人)
砥部町	12人	(47人)
八幡浜市	6人	(24人)
大洲市	5人	(62人)
松前町	5人	(54人)
鬼北町	4人	(9人)
東温市	2人	(85人)
上島町	1人	(8人)
西予市	0人	(20人)
愛南町	0人	(10人)
内子町	0人	(9人)
久万高原町	0人	(6人)
松野町	0人	(4人)
伊方町	0人	(3人)

・ 愛媛県：723人 (8/13時点)
(累計：3,477人)

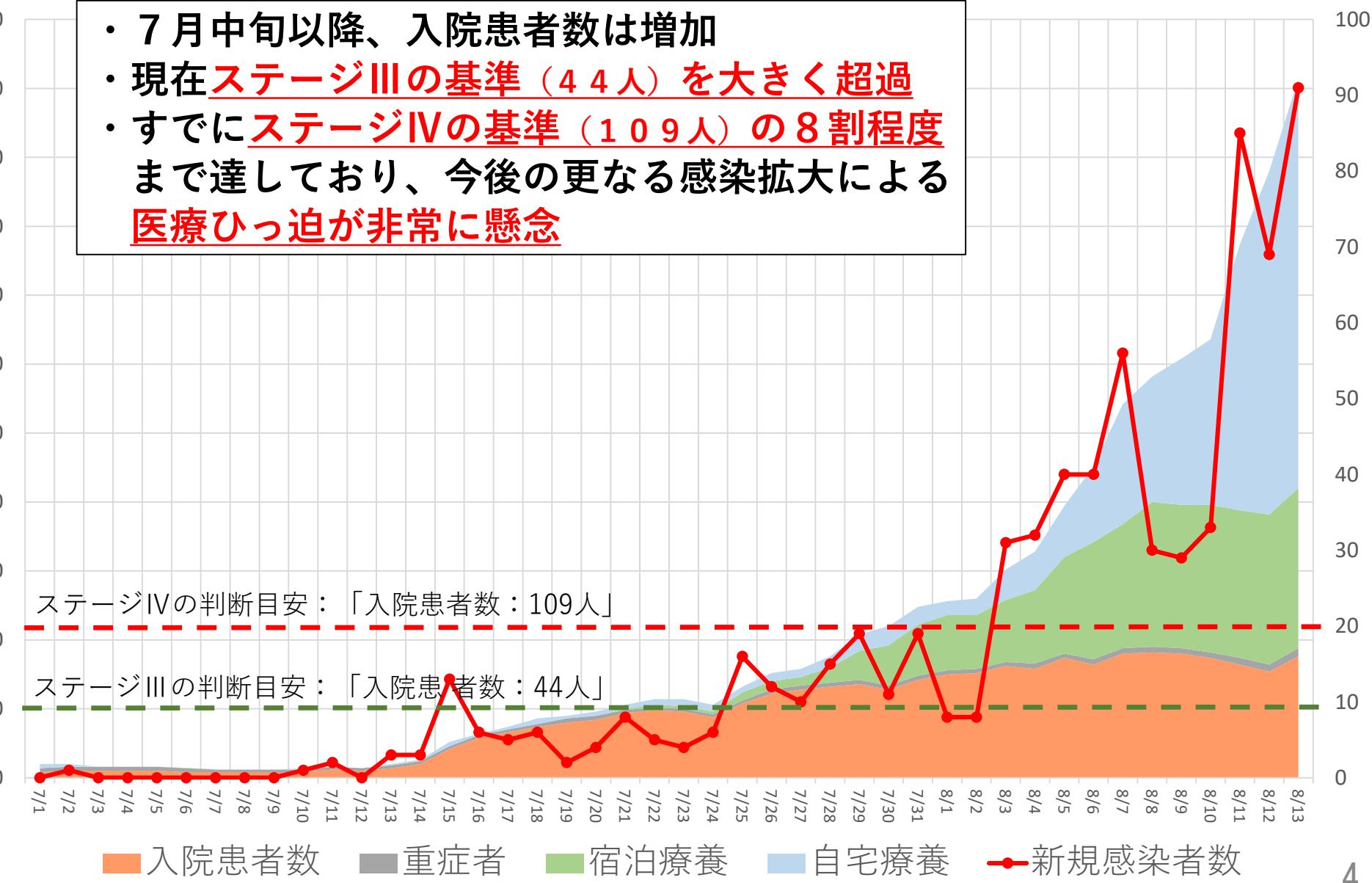
男女の内訳 (人)



県外在住 32人
(累計100人)

入院患者数等の推移

- ・7月中旬以降、入院患者数は増加
- ・現在ステージIIIの基準（44人）を大きく超過
- ・すでにステージIVの基準（109人）の8割程度まで達しており、今後の更なる感染拡大による医療ひっ迫が非常に懸念



「感染対策期」の主な要請内容

- 県外との不要不急の往来自粛 [法要請]
 - 県外からの帰省は延期・中止
- 松山市との不要不急の往来自粛 [法要請]
- 特に松山市の皆さんは不要不急の外出自粛 [法要請]
 - 少なくとも5割削減を目標
- 会食の注意 [法要請]
 - 会食は普段から顔を合わせている人と、4人以下、概ね2時間以内
- 時短要請 [法要請]
 - 松山市の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請

「感染対策期」の主な対策

○学校活動の制限

- 身体接触を伴う活動等は行わない。
- 校外交流は、県内・県外とともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り

○県主催イベント

- 感染防止対策の一層徹底、開催方法の見直し

○県管理施設

- 全ての集客施設は、入場制限強化や施設内の一部閉鎖

○その他

- Go To イート食事券、県内宿泊旅行代金割引の新規販売停止

「感染対策期」の要請内容等①

項目	7月29日～8月10日	8月11日～当面の間
対策期間	7/29(木)～8/10（火）	<u>8/11（水）～当面の間</u>
期間名称	「感染警戒期～特別警戒期間～」	<u>「感染対策期」</u>
法要請の内容変更は 8/13（金）から		
県外往来 ・ 県内行動 自粛要請 等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言地域等のほか、感染拡大地域との不要不急の出張、往来自粛 県内も不特定多数の方で混雑するような場所への出入りは控える ※陽性確認が続く松山市は要注意 松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす 会食の注意（10人以下で、長時間を避けて） 感染回避行動の徹底 「5つの場面」の注意 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>県外との不要不急の往来自粛</u> ※県外からの帰省は、延期・中止 <u>松山市との不要不急の往来自粛</u> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <u>《松山市》不要不急の外出自粛</u> ※少なくとも5割削減を目指し自粛 </div> <ul style="list-style-type: none"> <u>会食の注意（普段顔を合わせている人と、4人以下で、概ね2時間以内）</u> 感染回避行動の徹底 「5つの場面」の注意
事業活動 に対する 要請等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの徹底 職場内での徹底した感染防止対策の実行 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの徹底 職場内での徹底した感染防止対策の実行 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行
時短要請		<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>松山市の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）</u>

「感染対策期」の要請内容等②

項目	7月29日～8月10日	8月11日～当面の間
学校活動の制限等	<p>《学校活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち ※県内交流は地域の感染状況を踏まえつつ実施 ※県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域との交流は原則禁止 <p>《部活動に係る大会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める <p>※教員による見守り活動を強化</p>	<p>《学校活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は<u>行わない</u> ・校外交流は、<u>県内・県外ともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り</u> <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>他校との練習試合や合同練習は行わない</u> ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める <p>※教員による見守り活動を強化</p>
県主催イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県主催の集客イベントは感染防止対策をより一層徹底、開催方法の見直し</u>
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底して原則開館 ・松山市及び周辺地域の集客施設は入場制限を実施 <p>・貸館利用は条件を付して許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底して原則開館 ・<u>全ての集客施設は、入場制限の強化や施設内の一部の閉鎖（松山市及び周辺地域は、現対策を強化）</u> ※<u>施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖</u> <p>・貸館利用は条件を付して許可</p>

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○県外との不要不急の往来自粛【変更】

- 緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、
県外との不要不急の往来（帰省・旅行など）自粛
- 県外からの帰省は、延期・中止
- やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

○松山市との不要不急の往来自粛【変更】

- 松山市をまたぐ不要不急の往来自粛（通勤等は除く）
松山市をまたぐ帰省は見送り
- 松山市内の帰省でも、普段から顔を合わせていない人の会食は控える（会話する際もマスクを正しく着用）
- やむを得ず、松山市から県内のかほかの地域へ帰省する場合は、久しぶりの親族で集まる場（特に会食）は見送る

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○松山市内の不要不急の外出自粛【変更】

- 感染が集中する松山市は、少なくとも5割削減を目標に 不要不急の外出は自粛

※地域での感染が拡大傾向にある新居浜市及び西条市についても松山市に準じて自粛（協力依頼）

○会食の注意【変更】

- ①普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）
- ②4人以下で、概ね2時間以内
- ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤席の間隔を十分空けて ⑥大声を出さない。羽目を外さない

- 夏休み・お盆休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

➢ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効】

➢ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- | | |
|--|-------------------------------|
| ①飲酒を伴う懇親会等
③マスクなしでの会話
⑤居場所の切り替わり | ②大人数や長時間におよぶ飲食
④狭い空間での共同生活 |
|--|-------------------------------|

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○業種別ガイドラインの実践【継続】

○職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】

- **テレワーク、時差出勤のより一層の利用促進**
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
(こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底)
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】

- 入場者が密にならないような整理誘導
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 従業員への検査勧奨

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市内）】

○酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店
(屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。)

[内容] 営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで

認証店(愛顔の安心飲食店)は、営業5～21時まで、酒類提供11～20時まで

[期間] 令和3年8月16日(月)午前0時～8月31日(火)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円／日

[大企業等] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円／日）

※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市内対象店舗への見回りも行う。

○事業者によるテレワークの推進を支援

[内容] 県内事業者によるテレワークの実施をより一層推進するため、宿泊事業者等がテレワークの場を提供した場合、協力金を支給（1日・1名につき最大3千円）

[期間] 令和3年8月16日(月)～9月30日(木)まで

学校活動の制限等(詳細)

【学校関係】

教育活動全般【変更】

- 身体接触を伴う活動等は行わない。
- 校外との交流活動については、県内・県外ともに、進路に関わるもの等、やむを得ないものを除き、当面見送り

《部活動》【変更】

- 他校との練習試合や合同練習は行わない。
- 県内の公式大会は実施(必要に応じ、主催者が観客を制限)
- 全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

※教員による見守り活動を強化

県管理施設の取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

- 県管理施設は感染防止対策を徹底して原則開館【継続】
- 全ての集客施設は、入場制限の強化や施設内的一部の閉鎖（松山市及び周辺地域は、現対策を強化）【変更】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・県外からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼（告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等）
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

- 県管理施設の貸館利用は以下を条件に「利用を許可」
【継続】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

イベント等の取扱い(詳細)

【県主催の集客イベント関係】

- 感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し【変更】

【GoToイート、宿泊割引関係】

- GoToイート食事券の新規販売停止

(8/13～当面の間)

- 県内宿泊旅行代金割引の新規販売停止

(8/11～当面の間)